選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時 (四件)....

衆議院議員選挙選挙長告示

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時

五

兀

四 兀

衆議院議員選挙選挙分会長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時 日...... 環挙区選出議員選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる衆議院小選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ポスターにはる証紙の様式...... 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラにはる証紙の様式.....

Щ

П

選管告示

目

次

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長等の住所及び氏名..... 票の期日......衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において繰上投票を行う投票区及び投票議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において繰上投票を行う投票区及び投

分会長の事務の取扱い......裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査

平成 21 年 8月18日 (火曜日)

くて

繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長

上 符 正 顕

山口県選挙管理委員会告示第七十二号 平成二十一年八月三十日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にお

萩 柳 岩 防 下 市 熊毛郡上関町 国 井 府 関 町 市 市 市 市 市 名 祝 八 平 平 黒 野 大 蓋 投 端 見 見 相 柱 郡 郡 島 島 票 第 第 X 第 第 島 島 島 島 島 井 名 島 島 島 平成二十一年八月二十九日 投 票 の 期 日

: =

: = 四

山口県選挙管理委員会告示第七十三号

及び氏名は、 ける選挙長、 平成二十一年八月三十日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にお 次のとおりである。 選挙分会長及び審査分会長並びにその職務代理者として選任した者の住所

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正

顕

衆議院小選挙区選出議員選挙

						節子	山田	の六部市大字東岐波三八三	県第四区 字	山口
if	オ ヤ			号	八—五〇	数士	有田	(三) [国市美川町四馬神一二	宗第三区 九岩	山口県第
ŧ	k d	ル 番 ー	」 目 九	央 四 丁	市中	郎	千葉潤	三号 関市長府黒門南町二番	県第二区 下	山口県第
						正 顕	上符	山口市泉町八番七号	_ X	山口県第
名	氏	所			住	名	氏	住		į
	理 者	務代	職	挙 長	選		長	選挙		18 18 18

一衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

報

山口市泉町八	住	選
番七号		挙
		分
	所	会
上符	氏	長
正顕	名	
岩国市美川町四馬神一二九三	住	選挙分会長職務代
有田	氏	理者
数士	名	

三 最高裁判所裁判官国民審査

下関市長府	住	審
黒門南町		查
番		分
号	所	会
千葉潤	氏	長
郎	名	
宇部市大字東岐波三八三八の六	住	審查分会長職務代
出	氏	理者
節子	名	П

Щ

山口県選挙管理委員会告示第七十四号

て取り扱う。
て取り扱う。
平成二十一年八月三十日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において成二十一年八月三十日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にお

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符

正

顕

山口県選挙管理委員会告示第七十五号

ける選挙会、選挙分会及び審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。平成二十一年八月三十日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にお

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正

顕

衆議院小選挙区選出議員選挙

山口県第四区	山口県第三区	山口県第二区	山口県第一区	選挙区名
	山口県庁	山口市滝町一番一号		選挙会の場所
	平成二十一年九月二日午前十時			
	自	Ø		
	н	য		日
				時

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

=

山口県庁山口市滝町一番一号	選挙分会の場所	
平成二十一年九月二日午前十一時	選挙分会の日時	

一 最高裁判所裁判官国民審査

平成二十一年九月二日午前十一時				番一号	山口口市原町
審査分会の日時	所	場	の	査 分 会	審

山口県選挙管理委員会告示第七十六号

にはる証紙の様式は、次のとおりである。平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラーでは、「中の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

П

候補者が使用する選挙運動用ビラにはる証紙

補 山口県第 区(番号)

> 45 □

衆議院小選挙区選挙ポスター 候補者届出政党

山口県第 区(番号)

山口県選挙管理委員会

第

45 第 衆議院小選挙区選挙ビラ 候 山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、 地紋を入れるものとする。

候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラにはる証紙

45

第 衆議院小選挙区選挙ビラ 候補者届出政党 山口県第 区(番号) 山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、 地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第七十七号

が使用する選挙運動用ポスターにはる証紙の様式は、 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党 次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正

顕

山口県選挙管理委員会告示第七十八号

用紙は、特別の紙質を使用し、

地紋を入れるものとする。

とができる日は、次のとおりである。 ター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始するこ 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポス

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長

上

符

正 顕

開始期日 平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会告示第七十九号

党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長

上

符

正

顕

日時 場所 平成二十一年八月十八日午後六時三十分 山口市滝町一番一号 山口県庁

Ξ

山口県選挙管理委員会告示第八十号

るくじを行う場所及び日時は、 平成二十一年八月三十日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定め 次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正

顕

衆議院小選挙区選出議員選挙

山口県第四区	山口県第三区	山口県第二区	山口県第一区	選挙区名
	山口県庁	山口市滝町一番一号		場
		5		所
	3万二十一名ノ戸サノ日本 役丑申三十 タ	アゼニトー 手し引 トしコ ト& ユ寺 三ト う		日時

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

山口県庁	場
平成二十一年八月二十	日
十一日午後一時	時

山口県選挙管理委員会告示第八十一号

Щ

政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、 平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出 次のとおりであ

平成二十一年八月十八日

ಠ್ಠ

山口県選挙管理委員会委員長

上

符

正

顕

場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

日時 平成二十一年八月十八日午後七時三十分

山口県選挙管理委員会告示第八十二号

動に関する支出金額の制限額は、 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運 次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長

上

符

正

顕

山口県第四区	山口県第三区	山口県第二区	山口県第一区	選挙区名
				制
_ <u>=</u>		_ _ _	二四	限
	二三、二八九、七	二三、六九八、四	二四、五〇六、四	額
円	七	円	円	

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長告示第一号

る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 なるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人と

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長 山口市滝町一番一号

上

符 正

顕

山口県庁

_ 日時 平成二十一年八月二十八日午前十時

場所

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第二区選挙長告示第一号

る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 なるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人と

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第二区選挙長

千

葉

潤一郎

場 所 山口市滝町一番一号

日時 平成二十一年八月二十八日午前十時 山口県庁

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長告示第一号

る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 なるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人と

平成二十一年八月十八日 衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長

場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

有

田

数

 \pm

日時 平成二十一年八月二十八日午前十時

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第四区選挙長告示第一号

る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 なるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人と

平成二十一年八月十八日

Щ

П

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第四区選挙長

Щ

田

節

子

日時 場所 平成二十一年八月二十八日午前十時 山口市滝町一番一号 山口県庁

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長告示第一号

である。 なるべき者が十人を超えることとなった場合のくじを行う場所及び日時は、 平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、選挙立会人と 次のとおり

平成二十一年八月十八日

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長 上 符 正

顕

_ 日時 場 所 平成二十一年八月二十八日午前十時 山口市滝町一番一号 山口県庁

平成二十一年八月十八日発行平成二十一年八月十八日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁